**平成２３年（フ）第１１１５号**
神奈川県横浜市鶴見区向井町３丁目75―16
債務者　田中　良二
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１２０号**
東京都渋谷区本町６丁目27―10―202
債務者　水場　信子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１３４号**
東京都足立区綾瀬３丁目16―６―301
債務者　高野　勝之
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１３５号**
東京都足立区足立２丁目49―11―102
債務者　内田　好信
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１４１号**
東京都品川区八潮５丁目６―38―210
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１４４号**
千葉県船橋市山手１丁目１―３―247
債務者　小林佐江子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１４５号**
東京都多摩市乞田781―107
債務者　松井　常子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１４９号**
東京都豊島区西巣鴨１丁目20―８
債務者　小林　大介
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１５４号**
東京都北区桐ケ丘１丁目21―40　日の基青老閣
債務者　若山　和雄
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１１５５号**
千葉県船橋市本中山２丁目15―５―304
債務者　加藤まさ子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４４号**
東京都日野市大字日野320番地の55
債務者　後藤　　豪
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第４８号**
東京都八王子市小比企町1045―８コーポ鈴木201、住民票上の住所東京都八王子市中野山王３丁目25番33号
債務者　嶋津　益男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第６４９号**
川崎市高津区下作延４丁目19番21号　ガーデンハイム201、前住所横浜市都筑区北山田３丁目17番22号　セントハイツＡ―202号
債務者　門屋　桂子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８７９号**
川崎市多摩区菅４丁目３番28号　第２ハイツ天平106
債務者　田口　白美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１８号**
川崎市多摩区登戸3313番地２　東観グランドマンション105　佐藤真紀方、住民票上の住所横浜市緑区霧が丘６丁目１番地　霧が丘グリーンタウン13棟203号
債務者　吉田　博子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係